

しが自然保育認定制度実施要綱

（目的）

第1条 しが自然保育認定制度は、森・川・里・湖のつながりを重視し、森林、里山等を中心として、野外での保育および幼児教育（以下「保育等」という。）を行う団体であって、この要綱に定める基準を満たすと認められる団体を自然保育を行う団体として認定することにより、自然保育の社会的な認知および信頼性の向上を図り、森林環境学習のすそ野を広げるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）自然保育

多様な自然体験活動を通して、保育従事者による個々の子どもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、子どもたちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

（2）自然体験活動

保育従事者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境等を活用しながら、子どもたちが好奇心や探究心をもって行う主体的、創造的な遊び等の経験を積み重ねる活動

（3）保育従事者

保育士資格、幼稚園教諭免許状等の有無および常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者

（認定の申請および審査等）

第3条 自然保育を行う団体の認定を受けようとする者は、知事が別に定める日までにしが自然保育認定申請書（様式第1号）およびしが自然保育実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請（以下「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、認定の可否の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により認定をしたときは、しが自然保育認定書（様式第3号）を交付するものとする。

4 知事は、第2項の規定により認定をしなかったときは、その旨を通知するものとする。

（認定区分および認定基準）

第4条 認定区分は次の各号に定めるとおりとし、認定に係る基準（以下「認定基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（1）特化型

日々の保育等において、質、量ともに自然保育に重点を置いて実施している団体

（2）一般型

日々の保育等において、他の保育プログラムと合わせて自然保育も積極的に取り入れている団体

（認定の有効期間）

第5条 第3条第2項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年間とし、認定証に明記するものとする。

- 2 認定の更新を希望する者は、前項の期間終了の3月前までに知事に更新の申請をし、その更新の認定を受けなければならない。この場合において、更新を希望する者の認定基準および更新の手続きについては、第3条および第4条の規定を準用する。

（活動報告書の提出）

第6条 認定を受けた者（以下「認定団体」という。）は、毎年度、事業年度終了後3月以内に、活動報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（認定内容の変更）

第7条 認定団体は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後速やかに、認定内容変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

- （1）認定団体の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。）
- （2）前号に掲げるもののほか、認定申請書に記載した事項

（認定の返上・休止）

第8条 認定団体が、認定を返上または休止しようとする場合は、返上（休止）届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による返上の届出には、第3条第3項の規定により交付を受けた認定書を添付するものとする。
- 3 認定団体が、第1項の規定により休止している自然保育を再開するときは、再開する日の1月前までに書面により知事に報告しなければならない。

（現地確認等）

第9条 知事は、認定団体における活動の状況を把握するため、必要に応じ、現地確認等を実施するものとする。

- 2 認定団体は、前項の現地確認等の実施に際し、県に協力しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- （2）認定基準または別に定める運営に関する要領に適合しなくなったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、認定を取り消すことが適当であると認められるとき。

（県の役割）

第11条 県は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- （1）認定団体の名称、所在地および自然保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供する。

- (2) 自然保育の充実を図るため、認定団体や自然保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる研修会等についての情報を発信する。
- (3) その他、認定団体に対し、第 12 条に示す事項に関する助言または支援を行う。

(認定団体の役割)

第 12 条 認定団体は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然保育に関する実践内容を公開する。
- (2) 自然保育に関する実践内容をふり返りを行った上で記録に残し、保育従事者間の情報共有や学び合いの際に活用するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力する。
- (3) 他の認定団体が行う公開保育等の実地研修に積極的に参加する。
- (4) 認定団体が行う活動について、保護者や市町、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明する。
- (5) 自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図る。
- (6) 認定団体のうち、行政庁に対し、保育を行うことについての申請、届出等を要しない者にあっては、「認可外保育施設指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うよう努める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	認定基準	
認定区分	特化型	一般型
1 実施団体等に関する こと	1 県内において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体または、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体（法人格を有していることを要しない。）であって、以下に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 宗教活動もしくは政治活動または特定の公職者（候補者を含む。）もしくは政党を推薦し、支持し、もしくは反対することを主たる目的としていないこと。 (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 (3) 団体または団体の代表者および役員ならびに保育従事者が申請日以前の5年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等の規定により、罰金刑および行政処分を受けていないこと。 (4) 団体の代表者および役員または保育従事者が、以下のいずれにも該当しないこと。 ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の19の規定に基づき、保育士の登録を取り消された日から起算して2年を経過しない者 イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定に基づき、教育職員免許状が失効した日または同法第11条の規定に基づき、教育職員免許状を取り上げられた日から起算して2年を経過しない者 ウ 暴力団の構成員	
2 団体の運営等に関する こと	1 団体代表者および保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。 2 団体の設立の日および保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。 3 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度および前々年度の収支計算書および事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	
3 自然体験活動に関する こと	1 団体の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施していること。 2 屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあり、季節や天候に応じて多様な自然体験活動ができること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。 3 3歳以上の子どもについて、<u>屋外における自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き、平均して週10時間以上</u>行われていること。	3 3歳以上の子どもについて、<u>屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き、平均して週5時間以上</u>行われていること。

項目	認定基準	
認定区分	特化型	一般型
4 保育の質の確保に関する事	1 開所時間における保育従事者の数は、概ね次の各号の基準をすべて満たしていること。ただし、2人を下回ってはならないこと。 ① 満4歳以上の子どもは、25人に対し保育従事者が1人以上いること。 ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、15人に対し保育従事者が1人以上いること。 ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、6人に対し保育従事者が1人以上いること。 ④ 満1歳未満の子どもは、3人に対し保育従事者が1人以上いること。 2 ここでいう保育従事者は、常勤職員とする。 ただし、短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（勤務延べ時間数の合計を常勤職員の1日の勤務時間数で除す。）することができる。	
	3 屋外で自然体験活動を実施する際には、保育従事者の数は、次の各号の基準を満たしていること。 ① 満3歳以上の子どもは、6人に対し保育従事者が1人以上いること。 ② 満3歳未満の子どもは、3人に対し保育従事者が1人以上いること。	3（規定なし）
	4 保育従事者の概ね3分の1（保育従事者が2人の団体にあっては、1人）以上は、保育士資格または幼稚園教諭免許状を有する者であること。 5 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育従事者がいること。なお、研修参加履歴の有効期限を研修参加日から起算して2年とする。	
	6 自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を、 <u>年3回以上</u> 行っていること。	6 自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を、 <u>年1回以上</u> 行っていること。
	7 子どもの自然体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。公開する際は、事前に保護者の同意を得ていること。	

項目	認定基準	
認定区分	特化型	一般型
5 安全の確保に関する こと	1 申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した常勤の保育従事者がいること。また、申請後においても、常に受講した常勤職員がいること。 ① メディック・ファーストエイド・チャイルドケアプラス講習（MFA ジャパン株式会社） ② 上級救命講習（消防庁） ③ 幼児安全法支援員養成講習（日本赤十字社） ④小児救命救急法（EFR-CFC）	① メディック・ファーストエイド・チャイルドケアプラス講習（MFA ジャパン株式会社） ② 上級救命講習（消防庁） ③ 幼児安全法支援員養成講習（日本赤十字社） ④小児救命救急法（EFR-CFC） ⑤普通救命講習（消防庁） ⑥赤十字救急法基礎講習（日本赤十字社）
	2 申請日以前の2年間に、野外におけるリスクマネジメントに関する講習を受講した常勤の保育従事者がいること。また、申請後においても、常に受講した常勤職員がいること。 3 屋外で自然体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育従事者と保護者に周知していること。 4 屋外で自然体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育従事者と保護者に周知していること。 5 屋外で自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医、消防署および警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 6 子どもおよび保育従事者が傷害保険に加入していること。かつ、団体として損害賠償責任保険に加入していること。 7 屋外で自然体験活動を行う際は、活動場所までの安全な移動手段を確保するなど十分な安全管理に配慮した保育従事者の配置体制をとっていること。 8 屋外で自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面または電子メール等で確認されていること。	
6 地域との連携に関する こと	1 活動にあたっては、地域の人材や資源を活用し、地域住民の協力が得られるよう努めていること。	
7 個人情報 の保護に 関すること	1 個人情報保護についての規程があること。 2 職員および職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	